

●漁船損保公示第8号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を令和4年2月8日から同月22日まで引田漁業協同組合において縦覧に供する。

令和4年2月8日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 発起人の住所及び氏名

東かがわ市引田2661番地26 野網 敏

東かがわ市吉田622番地7 廣瀬 久士

東かがわ市馬宿446番地 久保 利博

2 加入区の名称

引田加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

引田漁業協同組合